

環境教育等に係る体験の機会の場 の認定制度申請の手引き

(環境教育等促進法第 20 条に基づく認定制度)

令和 6 年 1 2 月

川 崎 市

目次

- 1 はじめに (P 2)
- 2 申請の手順 (P 3)
- 3 認定の要件(事業内容) (P 4)
- 4 認定の申請ができない者 (P 5)
- 5 認定の申請の記載事項等 (P 5)
- 6 その他 (P 6)
- 7 問い合わせ (P 7)

【参考資料】

- ・ 体験の機会の場の認定申請書
- ・ 認定体験の機会の場変更届出書
- ・ 認定体験の機会の場廃止届出書
- ・ 認定体験の機会の場更新申請書
- ・ 別紙 1 誓約書
- ・ 別紙 2 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度 1 年分の認定の申請に係る体験の
機会の場で行う事業の実績を記載した書類
- ・ 別紙 3 事業計画書及び収支予算書
- ・ 実施体制(組織及び役割)
- ・ 認定体験の機会の場 状況報告書

【添付資料】

- ・ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(関係部分抜粋)
- ・ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(関係部分抜粋)

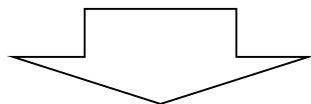
1 はじめに （環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度の概要）

この制度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「法」という。）第 20 条に基づき、自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する方（事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体に限ります。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下、「体験の機会の場」という。）として多くの川崎市民に提供し、当該体験の機会の場で行う事業の内容が法に定める一定の要件を満たす場合、川崎市長の認定を受けることができるものです。

この手引きは、環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度の審査を希望される方が、要件に適合している旨の認定申請を行うに当たっての必要な書類及び手続きをご案内するものです。

【申請者のイメージ】

- ・ 学校等に工場見学として製造工場・リサイクル工場を公開する際に、実体験を伴う環境教育を提供している事業者等
- ・ 自然体験ツアーを開催する N P O に対し、所有する里山を提供している事業者等



認定を受けた体験の機会の場を提供する事業者等は、
その環境保全活動について、公的な信頼性が得られ、事業活動全体のイメージアップを図ることができます。

2 申請の手順

申請希望者は、具体的な申請手続きに入る前に、申請希望者の持つ構想が本制度に適したものであるか否かを判断するため、本手引きを確認し、事業の内容が分かる資料を作成の上、川崎市役所本庁舎 20 階 環境局総務部企画課までお越しください。

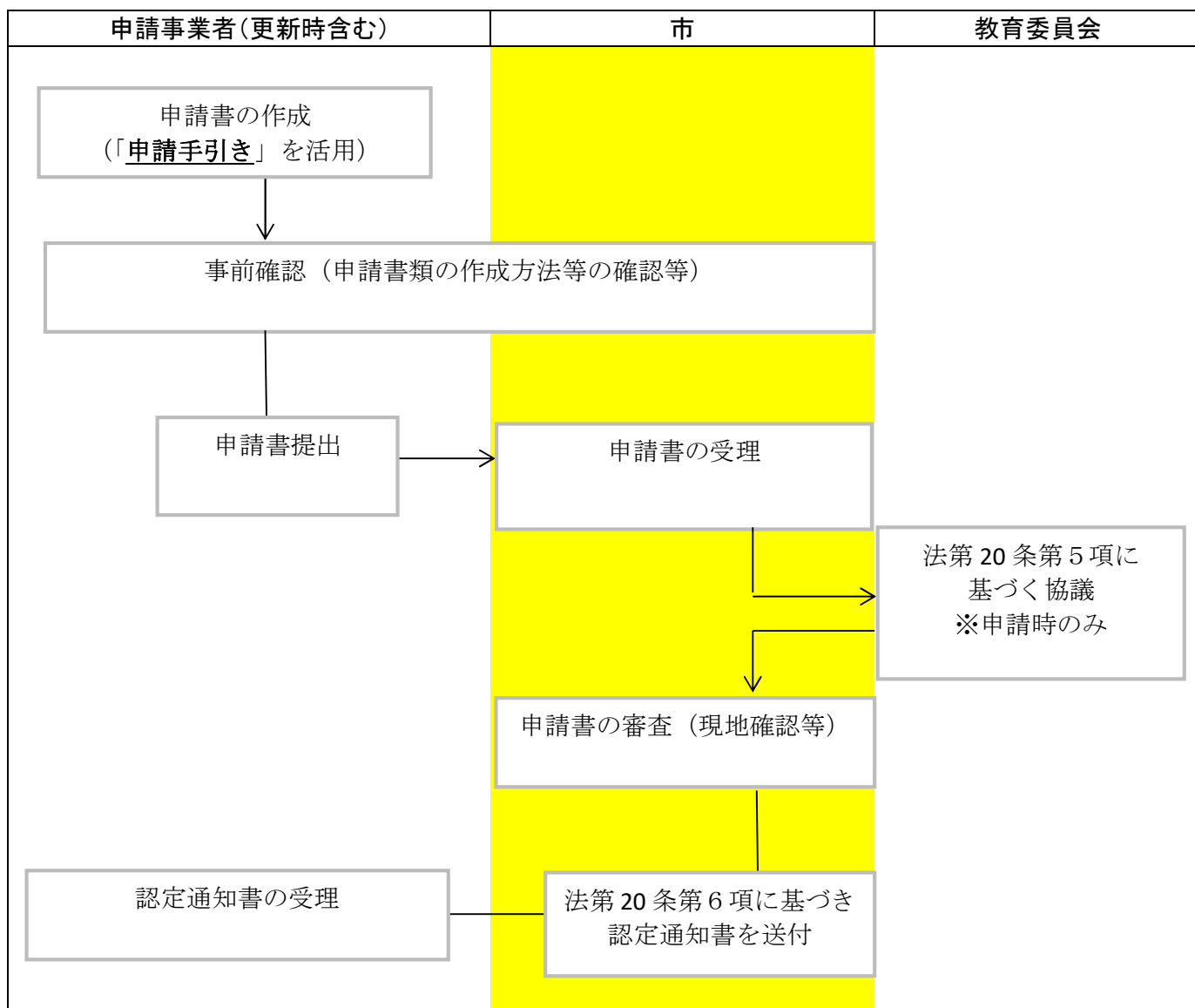
申請希望者の構想が本制度に適したものであると判断された場合、申請希望者は次項以降に示す必要な申請書類を作成し、環境局総務部企画課担当者による事前確認（主に申請書類の作成方法等の確認を行います。）を受けてください。

事前確認終了後、必要書類の有無を確認し、環境局総務部企画課に申請書類を提出ください。申請書類に不備がない場合は受理し、正式な審査を開始します。

審査では、申請内容が認定の要件を満たすものであるかについて確認するとともに、必要に応じて現地調査も行います（事前確認の段階で行う場合もあります。）。

申請の手順（イメージ）は、以下のとおりです。

法第 20 条第 1 項「環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度」申請等スキーム



3 認定の要件（事業内容）

認定の申請をする方は、体験の機会の場で行う事業の内容が、以下の要件を満たしていることが必要となります。

- (1) 法第7条に基づく基本方針（「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。令和6年5月14日閣議決定））に照らして適切なものであること。

事業の内容が、基本方針の2（2）⑥「体験の機会の場の認定」に沿っていることのほか、基本方針の1（3）「取組の基本的な方向」に記す内容に反していないこと、その他基本方針全体に照らして適切なものであることが必要となります。

- (2) 事業の内容が以下の基準に適合するものであること

ア 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと

体験の機会の場で行う事業の参加者が、環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、当該体験の機会の場において、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた経験をする機会を提供する必要があります。

イ 適切な計画が定められていること

体験の機会の場で行う事業が確実に実施されることが望ましいために、事業の計画性が必要となります。

ウ 事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること

安全確保のための計画やマニュアル等の作成、スタッフへの事前講習等の実施、危険箇所の表示、参加者に対する危険箇所の周知などが必要になります。

エ 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと

体験の機会の場で行う事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことが必要です。

オ 利益の分配その他営利を主たる目的とするものではないこと

体験の機会の場の提供に係る事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する場合等は、認定の対象外になります。ただし、当該事業自体が営利を主たる目的とするものではない場合に認定対象とするもので、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権等を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではありません。

カ 事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者

により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること

キ 事業が行われる土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

土地又は建物に関して危険がある場合の危険回避のための措置のほか、定期的な清掃や、付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等について、計画を整備する必要があります。

4 認定の申請ができない者

次のいずれかに該当する方は、認定の申請をすることができません。

- (1) 法第 20 条の 6 第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- (2) 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに（1）に該当する者があるもの

5 認定の申請の記載事項等

申請をする方は、次に掲げる事項について、必要書類の作成等を行ってください。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 体験の機会の場の名称及び所在地
- (3) 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
- (4) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲
- (5) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間
- (6) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- (7) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (8) 申請者が法第 20 条第 4 項各号の規定に該当しないことを説明した書面
- (9) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度 1 年分の認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類
- (10) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (11) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類
- (12) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他業務の実施体制について記載した書類
- (13) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
- (14) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (15) 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書
- (16) その他参考となるべき事項を記載した書類
 - ・会社概要
 - ・当該事業の概要（広報資料・体験者への配布予定資料など）
 - ・見学等行程図【必須】

- ・実体験を伴う環境学習の概要を示す資料【必須】
- ・安全確保のための計画・マニュアル
- ・総括責任者が要件を満たすことを示す合理的書類（業務経歴など）【必須】
- ・実施体制（組織及び役割）【必須】

※（１）～（５）は、P8の様式第7に記載してください。

※（８）～（10）は、記載例（工場見学の場合）別紙1～3を参考に資料を作成ください。

6 その他

（１）認定の有効期間

「認定の日から起算して5年を超えない期間」です。

（２）認定の通知等

審査後、認定が認められる場合は、川崎市長から申請者にその旨を通知します。事業の内容が認定の要件に適合しない場合は、川崎市長から申請者にその旨及び理由について通知します。

なお、その申請書の受理から認定の交付までに必要な処理期間は、35日間です。ただし、不備な申請を補正するための期間及び申請後に申請内容を変更する期間は、これに含まれないものとします。

（３）認定体験の機会の場に係る周知等

認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する市民・民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨を表示することができます。また、川崎市長はインターネット、印刷物などの方法により、その周知に努めます。

（４）変更等の届出

認定民間団体等は、5（１）から（16）に係る事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、別添の様式8又は様式9により、遅滞なく届け出てください。

（５）更新

認定の有効期間の更新を受けようとする方は、必要事項を記載の上、様式10を環境局総務部企画課に提出してください。

（６）報告

認定民間団体等は、毎年5月31日までに、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を提出してください（様式自由）。

- ① 実施の内容
- ② 実施の目的
- ③ 実施の期間

- ④ 実施の回数
- ⑤ 参加に要する費用
- ⑥ 参加者数
- ⑦ 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無、当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置
- ⑧ 収支決算
- ⑨ 認定の要件に関する事業所の状況

(6) 認定の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- ① 認定体験の機会で行う事業の内容等が、認定の要件に適合しない場合
- ② 認定民間団体等が、必要な届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ③ 認定民間団体等が、必要な報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合
- ④ 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

7 問い合わせ先

川崎市環境局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1（川崎市役所本庁舎 20 階）

電話 044-200-2387 FAX 044-200-3921

様式第 7（第 9 条関係）

体験の機会の場の認定申請書																					
※ 整 理 番 号																					
年 月 日																					
（宛先）川崎市長																					
氏名																					
申請者																					
住所																					
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。																					
体験の機会の場の名称及び所在地																					
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容																					
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲																					
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日から</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日まで</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年	月	日から	月	日まで															
年	月	日から	月	日まで																	

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第8（第10条関係）

認定体験の機会の場合変更届出書																
整 理 番 号		年 月 日														
（宛先）川崎市長																
氏名 届出者																
住所																
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">体 験 の 機 会 の 場 の 名 称</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">変 更 の 内 容</td> <td style="padding: 5px;">変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">変 更 の 年 月 日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">変 更 の 理 由</td> <td></td> </tr> </table>		体 験 の 機 会 の 場 の 名 称			変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後		変 更 の 年 月 日		年 月 日	変 更 の 理 由			
体 験 の 機 会 の 場 の 名 称																
変 更 の 内 容	変 更 前															
	変 更 後															
変 更 の 年 月 日		年 月 日														
変 更 の 理 由																

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 「体験の機会の場合の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第10条関係）

認定体験の機会の場合廃止届出書			
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">整 理 番 号</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	整 理 番 号	
整 理 番 号			
年 月 日			
（宛先）川崎市長			
届出者	氏名 住所		
認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。			
体 験 の 機 会 の 場 の 名 称			
廃 止 の 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 10（第 11 条関係）

認定体験の機会の場更新申請書			
整 理 番 号		年 月 日	
（宛先）川崎市長			
氏名			
申請者			
住所			
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。			
体験の機会の場の名称及び所在地			
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容			
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲			
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年	月 日から	月 日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

誓約書

1 当社は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）第 20 条第 4 項各号の規定に該当していないことを誓約します。

また、当社が法第 20 条第 4 項各号の規定に該当することになったときは、その旨を川崎市長に遅滞なく報告することを誓約します。

2 当社は、認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業を実施するにあたり、法に関する知識への理解、並びに当該事業全体を知る部署での勤務経験を十分に有する者を総括責任者として任命するとともに、適切な業務体制を確保することを誓約します。

なお、当該事業を実施するにあたっては、法及び他法令、本申請に係る事業計画並びに本誓約に従い、適正かつ誠実に業務を行います。

住 所：神奈川県川崎市川崎区宮本町 100 番地

名 称：〇〇株式会社

代表者の氏名：代表取締役 川崎 太郎

申請の日の属する事業年度の直前の事業年度 1 年分の認定の申請に係る
体験の機会の場合で行う事業の実績を記載した書類

1 令和●年度

(1) 実施回数

●●回

(2) 参加者

〇〇小学校 4 年生： ××名

〇〇町内会関係者： ××名

なお、次の点について、当該年度の事業内容が本申請に係る事業内容と異なります。

- ・ 別紙 3 ●●ページに記載する安全に関する表示版を設置していなかった。
- ・ 別紙 3 ●●ページに記載する実体験を実施していなかった。

事業計画書及び収支予算書

1 事業計画書

(1) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図

別添■「地図及び建物配置図」のとおり

(2) 年間実施予定回数

令和●年度 ●●回

令和●年度 ●●回

(3) 参加費用及び定員

ア 参加費用

無料

イ 参加定員

小学生の場合 ●●名

大人の場合 ●●名

(4) 事業内容

ア 安全性の確保等、当該事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことを前提として、当該事業に係る参加者の募集を実施する。

イ 参加者は、別添■「見学等行程図」に基づき、当社製品の製造工程に係る聴講・見学を行う。その際、当社スタッフが当社における環境保全技術に関する説明を実施すること等により、参加者が事業活動と環境の関係について学び、理解を深めることに貢献する。

また、別添■「見学等行程図」に示す●●研修室では、当社製品等を活用した科学実験や分別体験などを実施（別添■参照）し、社会体験、生活体験等の実体験の機会の場を提供する。

ウ 当該事業の実施にあたり、安全確保のためのマニュアル（別添■参照）を作成するとともに、スタッフへの事前講習を年●●回程度実施し、安全管理体制を整備する。

別添■「見学等行程図」に示す危険個所については、事前に参加者に対し周知するとともに、当該個所に危険に関する表示を行う。

エ 参加者●●名に対しスタッフ1名が同行し、危険遭遇の回避に努める。

オ 土地又は建物に関して危険がある場合、上記に示す危険回避のための措置を講じるとともに、定期的な清掃や土地又は建物の附属設備に不具合が生じた場合の維持補修を行う。

カ 悪天候により参加者に危険が及ぶ可能性が高い場合は、早期に当該事業を中止する。

2 収支予算書（専ら当該事業の用に供する部分に限る。）

【令和●年度】

収入： 0 円

支出： ●●●●●● 円

【令和●年度】

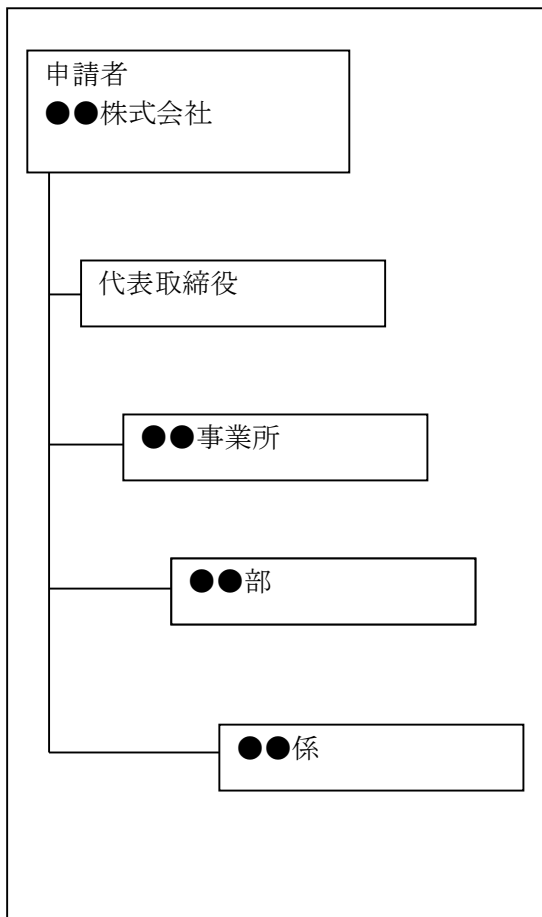
収入： 0 円

支出： ●●●●●● 円

実施体制（組織及び役割）

【記入例】

組織図



役割

- 事業総括
- 企画
- 市への報告
- 事業の広報
- 事業の実施
- 安全管理の確保

認定体験の機会の場合 状況報告書

年 月 日

川崎市長 殿

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 4 の規定により、次のとおり報告します。

(1) 体験の機会の名義及び 所在地	
(2) 前年度における認定に係る 体験の機会で行う事業の 実施状況	別紙のとおり

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙事業実施状況報告書

1 実施の内容

(講座のタイトルなどを記載してください。)

2 実施の目的

(講座の目的を記載してください。)

3 実施の期間

実施時期・参加人数

令和 年 月 日：大人 名、小学生 名

令和 年 月 日：大人 名、小学生 名

令和 年 月 日：大人 名、小学生 名

4 実施の回数

年間実施回数 令和 年度： 回

5 参加に要する費用

6 参加者数

年間参加者数合計 令和 年度： 人

7 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無

有 ・ 無

→有の場合

- ・ 事故の内容
- ・ 再発を防止するために講じた措置

8 収支決算（専ら当該事業の用に供する部分に限る。）

収入： 円

支出： 円

9 認定の要件に関する事業所の状況

変更無 ・ 変更有

→有の場合

- ・ 変更した事項及び内容

【参考：認定要件概要】

- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（令和6年5月14日閣議決定）に照らして適切なものであること。
- 「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」に照らして適切なものであること。
- 事業の内容が次の基準に適合するものであること。
 - ・環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - ・適切な計画が定められていること。
 - ・事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ・利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - ・当該事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- 当該土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（関係部分抜粋）

（体験の機会の場の認定）

第二十条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
- 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

3 第一項の認定（以下この条から第二十条の三まで、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の九及び第二十条の十において単に「認定」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 体験の機会の場の名称及び所在地
- 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
- 四 その他主務省令で定める事項

4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

- 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第一項各号に掲げる要件（第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

8 認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(認定の有効期間)

第二十条の二 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

(認定体験の機会の場合に係る周知等)

第二十条の三 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。

2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場合である旨の表示をすることができる。

(報告、助言等)

第二十条の四 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場合の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場合の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第二十条の五 体験の機会の場合を提供する者は、当該体験の機会の場合の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場合であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

一 認定体験の機会の場合で行う事業の内容等が、第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。)に適合しなくなったとき。

二 認定民間団体等が、第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 認定民間団体等が、第二十条の四第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 認定民間団体等が、偽りその他の不正の手段により認定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第二十条の七 第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場合として提供される土地又は建物の全部が地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の五第六項において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第二十一条の五第六項において「中核市」という。)又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村(以下この条及び第二十条の九において「指定都市等」という。)の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、第二十条第五項中「都道府県教育委員会」とあるのは「指定都市等の教育委員会」とする。

3 第一項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村は、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。

(体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合の認定等)

第二十条の八 体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合における第二十条(第二項及び第五項を除く。)、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び第二十条の六の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第二十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第二号を除く。)」と、同条第六項中「申請者」とあるのは「申請者並びに当該認定に係る土地及び建物が所在する都府県の知事」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる要件(第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)」とあるのは「第一項各号(第二号を除く。)に掲げる要件」と、第二十条の六第一項第一号中「第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)」とあるのは「第二十条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる要件」とする。この場合において第二十条第二項及び第五項の規定は適用しない。

(認定等に対する国の情報提供等)

第二十条の九 国は、都道府県知事又は指定都市等の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(省令への委任)

第二十条の十 第二十条から前条までに定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（関係部分抜粋）

（体験の機会の場の認定の基準）

第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - 二 適切な計画が定められていること。
 - 三 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - 六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- 2 法第二十条第一項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。

（認定の申請）

第九条 法第二十条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第三項第一号から第三号までに定める事項のほか、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を都道府県知事（法第二十条の七第一項に規定する場合にあっては同項に規定する指定都市等の長、法第二十条の八に規定する場合にあっては主務大臣。第十一条及び第十二条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲
 - 二 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 三 申請者が法第二十条第四項各号の規定に該当しないことを説明した書面
 - 四 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類
 - 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類
 - 七 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類
 - 八 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
 - 九 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

- 十 認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書
- 十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

(変更等の届出)

第十条 法第二十条第八項の規定による届出は、同条第三項各号に掲げる事項を変更したときにあっては様式第八、認定体験の機会の場合の提供を行わなくなったときにあっては様式第九による届出書によってしなければならない。

(更新の申請)

第十一条 法第二十条の二第二項の有効期間の更新の申請を受けようとする者は、様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(運営の状況の報告)

第十二条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、前年度における認定に係る体験の機会の場合で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 実施の内容
 - 二 実施の目的
 - 三 実施の期間
 - 四 実施の回数
 - 五 参加に関する費用
 - 六 参加者数
 - 七 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置
 - 八 収支決算
- 2 前項各号に掲げる事項については、前年度における認定に係る体験の機会の場合で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であるときは、都道府県知事が定める期間における実施の状況及び収支決算とする。

(公示の方法)

第十三条 法第二十条の七第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。